

# 外国語での119番通報に対応出来るようになりました

日高西部消防組合富川消防署では、日本語による会話が困難な外国の方からの119番通報や、救急その他災害現場であっても、外国の方の傷病者・関係者に対応できるよう、18ヶ国語に対応した電話での同時通訳を用いた「多言語通訳システム」を令和2年7月1日より導入いたしました。

- 1. 対応時間** 24時間365日
- 2. 対応言語** 英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語、ベトナム語、タガログ語、インドネシア語、ネパール語、ドイツ語、フランス語、イタリア語、ロシア語、マレー語、ミャンマー語、クメール語、モンゴル語
- 3. 通報手順**
  - ①携帯電話で「119番」に掛けます。
  - ②富川消防署通信指令室に繋がります。  
通信員の日本語がわからなくても、電話を切らずにお待ちください。
  - ③通訳センターの通訳を介した、3者間同時通話が行われます。

※ご近所等に日本語による会話が困難な外国の方がいらっしゃる場合は、下記の絵を見せてあげてください。



日高西部消防組合 富川消防署  
電話 01456-2-1521

# 消防法令に基づいて設置されている 旧規格消火器は2021年12月31日までに交換が必要です

消防法令に基づいて消火器の設置が義務付けられている建物等で、2011年1月1日の規格省令改正により既に型式が失効している消火器を継続的に設置できるのは2021年12月31日までです。2022年1月1日以降は、型式が失効した消火器の設置は認められませんので、計画的な交換・リサイクルをお願いいたします。

なお、製造年が2012年以降のものは旧規格消火器ではありません。製造年が2011年以前のものについて、次の内容を確認して下さい。

## 適応火災マークを確認してください！

## 適応火災のマーク



文字表示の消火器は、  
交換が必要です。



絵表示の消火器は、  
今後も設置可能です。



普通火災用

油火災用

電気火災用

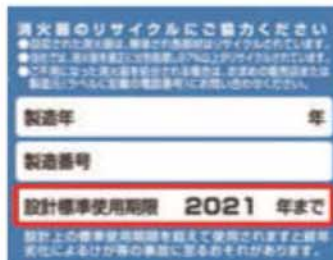
## 消火器の設計標準使用期限はおおむね10年です

見た目が新しく見える消火器でも、長い間設置していると経年で不具合が生じることがあります。メーカーが推奨する消火器の設計標準使用期限は製造よりおおむね10年（住宅用消火器はおおむね5年）です。

新規格の消火器の本体には「設計標準使用期限」が書かれています。設計標準使用期限が書かれていない消火器は旧規格ですので、早めの交換をお願いします。

ご家庭等に自主的に設置している消火器については、消防法令上の交換義務はありませんが、使用期限内での交換を推奨します。

なお、新規格の消火器の本体には「設計標準使用期限」が書かれています。設計標準使用期限が書かれていない消火器は旧規格です。



## ご不要になった消火器はお近くの販売店へ

ご不要の消火器は廃棄の窓口となる「特定窓口」（消火器販売店等）または「指定引取場所」（メーカー営業所等）へお持ちください。

お近くの窓口は消火器リサイクル推進センターのホームページまたはお電話（03-5829-6773）でご確認できます。

日高西部消防組合

富川消防署

TEL : 01456-2-1521

日高支署

TEL : 01457-6-2244